改正

改 正 後

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

教育科学専攻

臨床教育学専攻

(中略)

第3 転学、転科及び転専攻

- 第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科 に転学又は転科を志望する者には、欠員のある場 合に限り、研究科会議の議を経て、許可すること がある。
- 2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究 科会議の議を経て、許可することがある。

(中 略)

- 第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導 及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議 を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修 了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数 の一部として認定することができる。
 - (1) 転学<u>、</u>転科<u>又は転専攻</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及びその単位数、受けた研究指導並びに在学年数

第5 試験

- 第10条 科目の試験は、<u>学年の終わり</u>に行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。
- 2 試験を受けようとする者は、受験科目を届け出なければならない。
- 3 前項の届出期日は、あらかじめ告知する。(後 略)

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

教育学環専攻

第3 転学及び転科

第4条 (同 左)

第9条 (同 左)

- (1) 転学<u>又は</u>転科前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及びその単位数、受けた研究指導並びに在学年数
- (2) (同 左)

第5 試験

- 第10条 科目の試験は、<u>授業の終了した学期末</u>に 行う。ただし、特別の事情があるときは、その時 期を変更することがある。
- 2 試験は、当該科目につき、履修の登録をした者に対して行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第9条の規定は、この規程 施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に 入学した者については、なお従前の例による。